

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
107	指摘 1-5	都市計画課	下水道事業-人件費	<p>[人件費の負担区分が実態を反映していない] 下水道事業特別会計における人件費の取り扱いについて、下記の諸点において問題があり、その結果として下水道事業特別会計に表示された人件費は実態を反映していない。</p> <p>問題点1 下水道組織の職務分掌及び実際の職務内容と、負担する人件費との対応関係が合理的とは言えない。 下図【下水道組織と下水道特別会計との関係】は、現在行われている人件費の配分方法を職員個人に固有の要素を排除して単純化したものである。この図において、各流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業で負担すべきものとして想定している人数は、職務分析を行った結果に基づく人数ではない。</p> <p>【下水道組織と下水道特別会計との関係】 (包括外部監査報告書p107の表参照) 上記の表の参考値を比較すると、特別会計に区分された人件費合計は700であるのに対し、一般会計に区分された人件費は1,100であり、一般会計に区分された人件費の方が大きくなっている。これは各部署の事務分担表閲覧や監査を通じてヒアリングした結果推測された職務割合のイメージとは矛盾している。ほとんどの人件費が特別会計に区分されるか、あるいは少なくとも特別会計に区分される人件費の方が、一般会計に区分される人件費よりも大きくなるのが妥当であると思われる。特に、それぞれの流域下水道事業を専ら担当しているはずの中南地域県民局下水道課4名中2名分の人件費しか特別会計に区分されないことと、三八地域県民局下水道課4名中1名分の人件費しか特別会計に区分されないことには強い違和感がある。</p> <p>県は過去の国土交通省の補助金制度が廃止された後も、当時に国が定めた補助要綱等を拠り所として上述した人件費の計上方法により処理しており、人件費計上額が実態から乖離している可能性は高い。</p> <p>また、人件費を計算するにあたって使用している人件費充当率は、平成24年に設定した比率であり、その後において人件費充当率の再計算は行われていない。</p> <p>既に廃止された補助制度で示されていた人件費充当率を用いて人件費の負担を区分する方法は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点2 下水道特別会計に配分された人件費は、すべて事業費とされており、管理費に対して全く配分されていない。 単純化すると事業費は下水道施設の建設、管理費は維持管理に係る経費と言えるが、一例として契約事務に注目してみても、職員は下水道施設の建設に係る工事契約だけでなく、処理場の運転、管渠や各種設備の修繕、点検業務、汚泥処理等に係る費用といった維持管理に係る各種契約事務にも多く従事している。契約の数で言えば維持管理に係る契約は、下水道施設の建設に係る契約と同等かあるいはそれを上回る。 したがって、契約事務に従事する職員の人件費がすべて事業費とされ、管理費に全く配分されない状況は、合理的とは言えない。</p> <p>問題点3 上述した人件費決算額の確定において説明したとおり、人件費の実績額は当初予算額に引き戻されて修正されるため決算額に示される金額は当初予算額であり、実績額が人件費総額に反映されていない。 例えば、特別会計に区分される時間外手当の実績額が当初予算を上回っても、その超過分は一般会計から支出されたこととして決算が行われるのであれば、決算額が当初予算額に満たない場合を除いて必ず決算額＝当初予算額となる。このような方法を採用する限り、特別会計における人件費の決算額が、特別会計に区分される事業が本来負担すべき実質的な人件費となり得ない。 決算額を当初予算額と同額として、実績額との差を一般会計の人件費とする事務処理は合理的ではない。実績額に基づいた決算を行うべきである。</p> <p>提言 人件費の負担区分は可能な限り実態に即した基準を定め、その基準を厳格に適用して行われるべきである。基準の決定方法としては、一例として以下のような対応が考えられる。 ①事務分担表を基に、担当者ごとに年間従事時間割合を見積り、4区分(岩木川流域、馬淵川流域、十和田特環、一般会計)する。 ②事業費と管理費の区分割合も、同様に年間従事時間割合を見積り区分する。 ③担当職員が相互に①及び②の見積結果を検討し、実態に近い区分割合を模索する。また、事務負担に配慮して合理的な範囲で配賦基準を単純化することも必要である。 以上のような手続により人件費の配賦基準を決定し、予算策定及び決算事務において配賦基準に従って人件費を区分することが望ましい。</p> <p>また、配賦基準については、県内各市町村にも開示し、説明することによって理解を得ることが重要であるとする。一般会計と特別会計の負担割合についても、県民によって利害が対立するので、流域関連市町村等、県の下水道事業特別会計において負担金を徴収している市町村だけではなく、特別会計に関連しない市町村への説明も必要であるとする。</p>	<p>監査人の指摘事項の是正に向けた検討に当たり、事務量の調査を行った結果、下水道事業会計の人件費及び各セグメントの事業経費が増加し、関係市町村等の負担金が増加する見込みであることがわかった。このことから、関係市町村等で構成される流域下水道事業連絡協議会等において協議を進め、協議が整い次第、速やかに是正していく。</p>

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
125	指摘2-1	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業に係る仕掛品の評価について]</p> <p>建設資材の材料試験事業において、仕掛品の評価は原価計算に基づく評価ではなく、期末に材料試験が未完了の受託作業に係る人件費を集計したものとなっている。つまり、現状における仕掛品の評価は、受託した未完了の材料試験毎に発生した人件費を計算し、これらを集計して仕掛品の金額としている。</p> <p>期末決算時における仕掛品計算表から一つの受託番号を抽出して具体的な計算方法を例示すると下表のとおりとなる。(包括外部監査報告書p125の表参照)</p> <p>材料試験項目は、業務案内によると圧縮強度試験(コンクリート、モルタル、石材)、アスファルト試験(抽出、密度)、土の締固試験、骨材のふるい分け試験、修正CBR試験等を行っている。材料試験と機械装置との関係をみると材料試験毎に使用する機械装置が対応している。固定資産台帳によれば、上記の例では、CBR試験のための機械装置としては自動CBR試験機が2台、CBR試験自動取込編集装置一式が2台あり、ふるい分け試験のための機械装置としては自動ふるい振とう機が2台、ふるい振とう機1台が対応している。このような理由から1日当たりの減価償却費や1日当たりの間接費を計算して、人件費のみではなく減価償却費やその他の間接費をも含めて仕掛品の金額を計算すべきである。</p> <p>また、財務規程には仕掛品に関する規定が全くないため財務規程の改定が必要である。</p>	当該事業を収益事業とする場合には計算することとした。
126	指摘2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[建設資材の材料試験事業における事業原価の表示について]</p> <p>建設資材の材料試験事業において、業務完了により収益計上された分に対応する費用については仕掛品から事業原価(売上原価)に振替える必要があるが、現状では事業原価(売上原価)等の勘定科目ではなく、人件費に計上されている。</p> <p>収益計上に対応する分については、事業原価(売上原価)等の適切な勘定科目に計上する必要がある。</p>	当該事業を収益事業とする場合には計上することとした。
127	指摘2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は以下の4要件である(企業会計原則注解18参照)</p> <p>イ 将来の特定の費用又は損失に備えたものであること</p> <p>ロ その発生が当期以前の事象に起因すること</p> <p>ハ その将来の特定の費用又は損失の発生の可能性が高いこと</p> <p>ニ その金額を合理的に見積もることができること</p> <p>建設技術センターでは、決算期末において、職員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、職員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日まで発生したと見込まれる額)については、賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	当法人は、重要性の原則及び会計慣行により賞与引当金は計上していないが、税効果会計を適用する場合には計上することとした。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
127	指摘2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員賞与引当金について]</p> <p>引当金の計上要件は上記【指摘事項2-4】に示したとおりであるが、建設技術センターでは、決算期末において、役員に対する賞与に係る賞与引当金を計上していない。しかし、役員に対する期末手当は、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員賞与引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、翌期6月に支給する期末手当(支給対象期間は12月2日から6月1日まで)のうち当期に帰属する支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員賞与引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	当法人は、重要性の原則及び会計慣行により役員賞与引当金は計上していないが、税効果会計を適用する場合には計上することとした。
128	指摘2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員退職慰労引当金について]</p> <p>建設技術センターでは、役員退職慰労引当金を計上していない。しかし、役員に対する退任慰労金は、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」に定められており、実際の運用状況からすると引当金の計上要件を満たすことから、役員退職慰労引当金を計上することが必要である。</p> <p>具体的には、規程に定められた退任慰労金のうち、支給見込額(3月末の決算日までに発生したと見込まれる額)については、役員退職慰労引当金として計上する必要がある。また、引当金の計上基準を財務規程等に定める必要がある。</p>	当法人は、重要性の原則及び会計慣行により役員退職慰労引当金は計上していないが、税効果会計を適用する場合には計上することとした。
128	指摘2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員に対する賞与の支給金額の計算根拠について]</p> <p>建設技術センターでは、職員の給与表や交通費等について、職員の給与に関する条例(昭和26年7月青森県条例第37号。以下「給与条例」という。)に準じる規定が多く置かれている。職務の級の適用については、建設技術センターの「職員の給与に関する規程」第3条及び別表において定めている。ただし、建設技術センターの役員についてどの職務級を適用するかは定めていない。</p> <p>ところが建設技術センターでは、役員に対する賞与の支給金額について、給与表8級を適用し、県の期末手当の計算方法を準用している。役員賞与の算定上給与表8級を適用している根拠について質問した結果、「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」第2条及び別表第1が根拠であるとの説明があった。</p> <p>「役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程」では、理事長及び専務理事に支給する旅費の額について、「給与表の8級の職務にある者が旅費条例の規定に基づいて受ける旅費の額に相当する額」と定めており、給与条例の適用を受ける県職員の規定を準用している。</p> <p>しかしこれはあくまで旅費及び費用弁償の規程であり、役員賞与の算定根拠とするのは適切でない。</p> <p>役員賞与の算定根拠としては、「役員及び評議員の報酬等に関する規程」において、役員に対する賞与の支給金額の算定上、県職員のどの職務級を適用するのかを明確に定めるべきである。</p>	関係規程について所要の整備をした。
135	意見2-2	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[貸倒引当金について]</p> <p>貸倒引当金の設定については、期末未収入金残高に対して税法基準により設定しているが、財務規程には貸倒引当金の設定に関する規定がない。</p> <p>財務規程に、貸倒引当金の計上基準を定めることが必要である。</p>	引当金の計上基準については、貸借対照表中、「財務諸表に対する注記」の「1. 重要な会計方針」に記載している。

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
136	意見 2-4	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[役員報酬規程の開示方法について] 公益法人は下記の規定のとおり、役員報酬規程を公表する義務があるとされている。 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条 公益法人は、第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。 2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 認定法第21条では、事務所備置き書類の一つとして報酬支給基準を規定し(第21条第2項第3号)何人の閲覧請求に応ずるべきことを規定している(第4項)。したがって、最低事務所備置き閲覧の措置はとらなければならない、建設技術センターではこの措置を適用している。 しかし、公益法人の役員報酬については、その公益性に鑑み、公表を広く解して何人も閲覧可能なインターネットのホームページ等で公開することが望ましいと考える。</p>	<p>役員の報酬については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条第2項の規定に従い、書類を事務所に備え置き、閲覧に供している。</p>
136	意見 2-5	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[事業費と管理費に共通する費用に関する配賦基準の文書化について] 建設技術センターでは事業費と管理費に共通する費用について、公益財団法人に移行した時点で支出項目ごとに個別に配賦基準を決定し、現在もそれに従って配賦している。しかし建設技術センターでは、この配賦基準の設定根拠を文書化していない。 確かに、「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)」(内閣府 令和2年3月)のV-3-②において、「過去の活動実績、関連費用のデータなどから法人において合理的と考える程度の配賦割合を決めてもらえばよく、その算定根拠を詳細かつ具体的に記載することは求めていませんし、法人においてデータ採取等のために多大な事務負担をかけていただくことはありません。」との記載がある。しかし、これは多大な事務負担に配慮した規定であり、事務負担に配慮しつつ有用な文書を残すことを否定する趣旨ではない。 今後、担当者の変更や配賦基準設定の前提に変化が生じたとき、当初の根拠が示されていないとすれば、混乱が生じる可能性がある。現在の配賦基準の設定根拠を明確に文書化しておく必要があると考える。</p>	<p>毎年の定期提出書類には各事業に関連する費用額の配賦基準を記載した配賦計算表を添付し、報告している。</p>
137	意見 2-6	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[指名競争入札を採用する理由の明確化について] 建設技術センターでは、競争入札により契約する場合、従来から指名競争入札のみ行っており、一般競争入札は行っていない。これは、5,000万円以下の工事契約について原則として指名競争入札を採用している県の対応に準じているとのことである。5,000万円を超える契約がないため、指名競争入札によっているという金額基準における判断である。 しかし、建設技術センターの財務規程第41条によると、あくまでも原則は一般競争入札であり、例外的な場合に指名競争入札が認められているに過ぎない。あくまでも原則は一般競争入札であることを念頭に、指名競争入札という例外規定を適用する場合は、財務規程に照らし、指名競争入札によることができる理由を明確にしておくことが望ましい。</p>	<p>入札執行起案に指名競争入札とする理由を記載することとした。</p>
137	意見 2-7	建設技術センター	青森県建設技術センター	<p>[指名競争入札による場合の業者選定理由の記載について] 指名業者の選定過程は、A4一枚の「指名業者選定調書」のみが残されている。指名業者選定調書では選定結果と選定委員会の承認状況が記載されているにすぎず、選定過程は不明である。選定過程の精緻な文書化が望ましいと考える。</p>	<p>入札制度については、県に準じている。 指名業者の選定は、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則及び青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則等、県の規則や規程・要領等に基づき、当法人においても指名業者等選定要領等を定めて行っている。</p>

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
142	意見 3-1-1	整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業- 経営計画	<p>[送水幹線の更新計画を経営戦略に反映すべき]</p> <p>工業用水道事業では平成30年3月に、平成30年度から平成39年度を対象期間とする10年間の経営戦略を策定している。しかし、送水幹線の更新に関する情報開示が不十分である。</p> <p>「経営戦略策定・改定ガイドライン」(平成31年3月29日 総務省自治財政局。以下「経営戦略ガイドライン」という。)では、計画期間について下記のとおり定めており、県の策定している経営戦略はその基準に合致するものではある。</p> <p>「経営戦略」(「投資・財政計画」を含む。)の「計画期間」は、個々の団体・事業の経営環境や施設の老朽化状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である。</p> <p>しかし「経営戦略ガイドライン」は続けて、</p> <p>なお、計画期間に関わらず、計画策定に当たっての将来の「投資・財政計画」に係る試算については、可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。</p> <p>としており、さらに投資試算については、次のように定めている。</p> <p>① 施設・設備の現状把握・分析、将来予測</p> <p>「投資試算」を取りまとめる前提として、公営企業が有する施設・設備の実状を適切に把握し、規模・能力、老朽化・劣化の状況や使用可能年数等について分析すること。</p> <p>また、関係府省等が推奨するアセットマネジメントやストックマネジメント等の取組を充実させることにより、施設・設備の現状把握・分析、将来予測の精緻化を図ること。</p> <p>あわせて、施設・設備の新規・更新需要額等の将来試算を可能な限り長期間(事業の性格や個別事情にもよるが、原則として30年～50年超)かつ高位・中位・低位といった複数パターンで行うとともに、その結果や積算根拠も記載することが必要である。</p> <p>(1) 概要に記載したように、県の工業用水道事業にとって最も重要な課題は、100億円を超える投資が必要とされる送水幹線の更新計画である。現状ではまだ先の課題としているため、10年間の計画には含まれていない。しかし、送水幹線の大規模な更新計画を抜きにして、ここ10年の推移だけ見ても、経営戦略として重要な論点が抜けていると言わざるを得ない。さらに「経営状況等の「見える化」を図ることで経営健全化に向けた議会、住民との議論の契機」とするという経営戦略の趣旨からすると、情報の開示が不十分であると考ええる。</p> <p>更新時期や費用は不確実だが、事業継続のためには更新が不可欠な状況であり、また更新費用は見積の方法によるが、多額であることは確実である。</p> <p>少なくとも、送水幹線の更新に係る費用を一定の幅で示したうえで、経営戦略上の投資・財政計画が、10年以内に送水幹線の更新を行わないことを前提とした投資計画・財政計画であることを明らかにすべきである。そのうえで、供給能力の上限に近い操業を行っている当該事業が、どのように投資回収を図っていくのかを示すべきであると考ええる。</p>	<p>令和4年度の経営戦略改定において、送水幹線更新計画を反映させる予定であったが、電気料金高騰を受けて、至近年の経営が逼迫することが明らかになったことから、今回はその対応を優先した改定を行った。</p> <p>令和9年度に策定される経営戦略に向けてあらためて検討を進めて行く予定である。</p>
147	意見 3-2	整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業- 収入	<p>[特定料金の単価設定について]</p> <p>工業用水道事業条例第10条には、特定給水制度として、特定期間に基本使用水量を超える給水を行う制度が定められている。しかし、工業用水道のユーザーのうち2社について、年度毎の使用水量の変動を見込んで、基本使用水量を実際の使用見込水量以下に設定申込を行う一方で、この特定給水制度を四半期ごとに利用、場合によっては月中の10日間のみ利用水量を増減させるなどユーザーの需要変動に臨機応変に特定給水量を頻繁に調整することが常態化している様子がみられた。</p> <p>これは、同条例第9条第2項の基本使用水量の減量については、知事の認可を合理的な理由書を添えて承認されなければならないという実務が負担になると感じてその回避のためとのことだが、実態はユーザー2社が工業用水の利用実需に合わせて水道料金コストをできるだけ削減するための方策にすぎないと思われ、それに県が応じてしまっているものと考えられる。</p> <p>実際、県担当者からはユーザーに向けて、水量には制限があり需要が上回った場合には特定使用の要望があっても応じられないリスクがあるので、基本使用水量の増加申込で対応するように、との依頼を行っているが、現状ではユーザーになかなか応じてもらえていないとのことである。</p> <p>このことは現状の料金体系において特定料金が基本料金と同額であるために、基本水量を予め高く設定しておくよりも、特定給水制度を利用したほうが使用水量を臨機応変に変動させることが可能なため、ユーザーの金銭的負担の面で有利であるという判断を強く促す結果ともなっているものと思われる。</p> <p>給水能力の維持には、ユーザー毎の基本使用水量の合計量を満たすべく必要最低限の設備維持更新等の投資に抑えることが今後求められることから、特定給水はあくまで突発的例外的な利用がなされるべきものであり、常態的にユーザーの需要調整弁として利用されてしまうのは望ましいこととは言えず、基本水量で固定的に契約しているユーザーとの公平性を損なうことも考えられる。</p> <p>この点、特定料金のみ単価を上げるなど料金体系の柔軟な変更により、そのようなユーザーに基本水量の増加で対応するよう促す施策も検討されるべきと考ええる。</p>	<p>特定給水はあくまで給水能力に余裕のある場合に供給できるものであり、将来的に工業用水の供給を保障するものではないため、ユーザーとしては供給停止となるリスクを伴うものであり、基本使用水量と単価は同一であるが内容が異なるものである。</p> <p>特定供給を受けている社に対し、基本使用水量への変更を依頼していたところ、一社が基本使用水量の増量に応じている。</p> <p>電気料金高騰など企業活動は依然厳しい状態にあるが、今後も依頼を継続していく予定である。</p>

継続
対応

継続
対応

令和2年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	指摘意見	監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
155	意見 3-3-1	整備企画課 八戸工業用水道管理事務所	工業用水道事業- 固定資産	<p>[手書きの固定資産台帳の廃止と固定資産管理ソフトウェアの導入]</p> <p>青森公営企業財務規程第10条にて固定資産台帳の備付けが義務付けられており、当条項に基づき手書きの固定資産台帳が作成されている。他方、手書きの固定資産台帳の情報はパソコンの表計算ソフトウェアで作成した「減価償却計算書」に入力され、表計算ソフトウェアで作成した計算書により減価償却費を計算し、その結果を手書きの固定資産台帳に転記している。このため、手書きの固定資産台帳と表計算ソフトウェアの計算書について、同一の情報を重複して入力・記載しなければならない状況にある。</p> <p>固定資産台帳を手書きで作成する必要性は乏しく、また転記作業があるということは、転記ミスが発生するというリスクも生じることになる。業務の効率化を図り、転記ミスが発生する余地をなくすため、手書きの固定資産台帳を廃止し、単一のデータから各種帳票を出力可能な固定資産管理ソフトウェアの導入を検討することが望ましいと考える。</p>	<p>八戸工業用水道の1事業のみの固定資産管理ということもあり、現状の表計算ソフトでも管理できていることから、費用対効果を考え、ソフト導入について引き続き検討していく。</p>

継続
対応